

貨物自動車運送約款

平成二十九年十二月四日認可
目次

- 第一章 総則(第一条 - 第五条)
- 第二章 運送業務
- 第一節 通則(第三条 - 第五条)
- 第二節 引受け(第六条 - 第十七条)
- 第三節 積込み又は取卸し(第十七条)
- 第四節 貨物の受取及び引渡し(第十八条 - 第二十六条)
- 第五節 指図(第二十七条 - 第二十八条)
- 第六節 事故(第二十九条 - 第三十一条)
- 第七節 運賃及び料金(第三十二条 - 第三十七条)
- 第八節 責任(第三十八条 - 第五十一条)
- 第九節 連絡運輸(第五十二条 - 第五十九条)
- 第三章 附帯業務(第六十条 - 第六十二条)

第一章 総則

第一節 通則

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。
(運用範囲)
第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりする。
当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送業務

第一節 通則

(受付日時)
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。
第四条 当店は、前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。
(運送の順序)
第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。
(引渡期間)
第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一 発送期間 運賃を受け取った日を含め二日
二 発送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日ただし、一日未満の端数は一日とします。
三 集配期間 集貨及び配達する場所があつては各一日
二 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延滞とします。
(貨物の種類及び性質の確認)
第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。
(引渡拒絶)
第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。
一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
二 申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
三 当該運送に適する設備がないとき。
四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

第二節 引受け

(運送状等)
第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口にて提出しなければなりません。ただし、個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ)が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認められたときは、この限りではありません。
一 貨物の品名 品質及び重量又は容量並びにその荷造りの種類及び個数
二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地(団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む)
三 運送の扱種別
四 運賃、料金 燃料サチャージ、有料道路使用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他その支払に関する事項
五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
六 運送状の作成地及びその作成の年月日
七 高価品については、貨物の種類及び価額
八 品代金の取立てを委託するときは、その旨
九 運送保険に付することを委託するときは、その旨
十 その他その貨物の運送に關し必要な事項
二 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認められたときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

第三節 積込み又は取卸し

(積込み又は取卸し)
第十七条 貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。
(危険品)
第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。
(連絡運輸又は利用運送)
第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送機関と他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡し)
第十八条 貨物の運送に記載され、又は明告された集貨先又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受け取り、運送状に記載され、又は明告された配達先又は到達地において荷受人又は受取人の指定する者に貨物を引き渡します。
(管理者等に対する引渡し)
第十九条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄附舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者若しくはこれに準ずる者
(留置権の行使)
第二十条 当店は、貨物に關し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
二 商人である荷送人がその営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によつて当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
(貨物引換証の受戻証券等)
第二十一条 当店は、貨物引換証を發行したときは、これと引換えなければ、貨物の引渡しをしません。
二 貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをし、かつ、その貨物引換証の正当な権利者であることが示して相当の担保を提供した後でなければ、当店は、貨物の引渡しをしません。
(指図の催告)
第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、運送状に、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。
二 当店は、次の場合には、運滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
一 貨物の引渡しについて争いがあるとき。
二 荷受人が、貨物の受取を怠る、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受取ることができないとき。
(引渡不能の貨物の寄託)
第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物を寄託した場において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代ふることがあります。
四 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があつた場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。
(引渡不能の貨物の供託)
第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
(引渡不能の貨物の競売)
第二十五条 当店は、第二十一条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により競売をしたときは、その代金の全部又は一部を運賃、料金並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。
(引渡不能の貨物の任意売却)
第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十三条の手続をとるといふことがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
二 前項の規定による売却には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

第五節 指図

(貨物の処分)
第二十七条 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送の他の処分につき指図をすることがあります。
三 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指圖書を提出しなければなりません。

第六節 事故

(事故の際の措置)
第二十九条 当店は、次の場合には、運滞なく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、き損その他の損害を發見したとき。
二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
二 当店は、前項各号の場合において、指図をまといとまがないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足金を払い戻し、又は追徴します。
三 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することがあります。
(事故証明書の発行)
第三十一条 当店は、貨物の全部滅失、き損又は延着があつたときは、その旨を荷送人に通知します。
(車内留置料)
第三十三条 二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間(貨物の積込み又は取卸しの時間を含む)に於いて、当店が別に定める車内留置料を收受します。
(延滞料)
第三十四条 当店は、貨物を引渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に對し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。
(運賃料金の取受)
第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負ふ事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。
二 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によつて滅失したときは、運賃、料金等の全部を收受します。
(事故等と運賃料金)
第三十六条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。
(中止手数料)
第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人が責任を負わない事由によるものを除き、中止手数料を請求することがあります。
ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われるべきであつた日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。
二 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一 積合せ貨物の運送にあつては、一運送契約につき五百円
二 切取り貨物の運送にあつては、使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

第八節 責任

(責任の始期)
第三十八条 当店の貨物の滅失、き損についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
(責任と準証)
第三十九条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用したものが貨物の受取、引渡し、保管及び運送に關し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。
(コンテナ貨物の責任)
第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するもの滅失又はき損については、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
一 荷送人が封印を詰めたものであること。
二 コンテナの封印に異常がない状態であること。
(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)
第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送に於いて、第十四条の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。
(荷送人の申告責任)
第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送委託書、貨物發送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価値を記載したときは、その記載について責任を負いません。
(運送状等の記載の不完全等の責任)
第四十三条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
(免責)
第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着

表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認められた事項については、この限りではありません。
一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二 品名
三 個数
四 その他運送の取扱に必要なる事項
二 荷送人は、もつて前項の外装表示に代えることができます。
(貨物引換証の発行)
第十三条 当店は、荷送人の請求により貨物引換証を發行する場合に、貨物の全部の引渡しを受けた後、これを發行しません。ただし、次の各号の貨物については、これを發行しません。
一 貴重品及び危険品
二 種木類、苗及び生花
三 動物
四 活鮮魚介類その他腐敗又は変質しやすいもの
五 活鮮魚(酒類、酢類、醬油、清涼飲料及び発火又は引火等の危険性のない油類を除く。)
六 汚れない品
七 品代金取立ての委託を受けた貨物
八 ほか積貨物
(動物類の運送)
第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
一 当店において、集貨、持ち込み又は受取の日時を指定すること。
二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。
(危険品についての特別)
第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。
(連絡運輸又は利用運送)
第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送機関と他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三節 積込み又は取卸し

(積込み又は取卸し)
第十七条 貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。
(危険品)
第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。
(連絡運輸又は利用運送)
第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送機関と他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡し)
第十八条 貨物の運送に記載され、又は明告された集貨先又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受け取り、運送状に記載され、又は明告された配達先又は到達地において荷受人又は受取人の指定する者に貨物を引き渡します。
(管理者等に対する引渡し)
第十九条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄附舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者若しくはこれに準ずる者
(留置権の行使)
第二十条 当店は、貨物に關し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
二 商人である荷送人がその営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によつて当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
(貨物引換証の受戻証券等)
第二十一条 当店は、貨物引換証を發行したときは、これと引換えなければ、貨物の引渡しをしません。
二 貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをし、かつ、その貨物引換証の正当な権利者であることが示して相当の担保を提供した後でなければ、当店は、貨物の引渡しをしません。
(指図の催告)
第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、運送状に、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。
二 当店は、次の場合には、運滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
一 貨物の引渡しについて争いがあるとき。
二 荷受人が、貨物の受取を怠る、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受取ることができないとき。
(引渡不能の貨物の寄託)
第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物を寄託した場において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代ふることがあります。
四 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があつた場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。
(引渡不能の貨物の供託)
第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
(引渡不能の貨物の競売)
第二十五条 当店は、第二十一条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により競売をしたときは、その代金の全部又は一部を運賃、料金並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。
(引渡不能の貨物の任意売却)
第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十三条の手続をとるといふことがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
二 前項の規定による売却には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

第五節 指図

(貨物の処分)
第二十七条 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送の他の処分につき指図をすることがあります。
三 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指圖書を提出しなければなりません。

第六節 事故

(事故の際の措置)
第二十九条 当店は、次の場合には、運滞なく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、き損その他の損害を發見したとき。
二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
二 当店は、前項各号の場合において、指図をまといとまがないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足金を払い戻し、又は追徴します。
三 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することがあります。
(事故証明書の発行)
第三十一条 当店は、貨物の全部滅失、き損又は延着があつたときは、その旨を荷送人に通知します。
(車内留置料)
第三十三条 二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間(貨物の積込み又は取卸しの時間を含む)に於いて、当店が別に定める車内留置料を收受します。
(延滞料)
第三十四条 当店は、貨物を引渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に對し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。
(運賃料金の取受)
第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負ふ事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。
二 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によつて滅失したときは、運賃、料金等の全部を收受します。
(事故等と運賃料金)
第三十六条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。
(中止手数料)
第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人が責任を負わない事由によるものを除き、中止手数料を請求することがあります。
ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われるべきであつた日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。
二 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一 積合せ貨物の運送にあつては、一運送契約につき五百円
二 切取り貨物の運送にあつては、使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

第八節 責任

(責任の始期)
第三十八条 当店の貨物の滅失、き損についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
(責任と準証)
第三十九条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用したものが貨物の受取、引渡し、保管及び運送に關し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。
(コンテナ貨物の責任)
第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するもの滅失又はき損については、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
一 荷送人が封印を詰めたものであること。
二 コンテナの封印に異常がない状態であること。
(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)
第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送に於いて、第十四条の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。
(荷送人の申告責任)
第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送委託書、貨物發送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価値を記載したときは、その記載について責任を負いません。
(運送状等の記載の不完全等の責任)
第四十三条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
(免責)
第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着

その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騷擾その他の事又は強盜
四 不可抗力による火災
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
(高価品に対する特別)
第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たるとき、その種類及び価値を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。
(責任の特別滅失事由)
第四十六条 当店の貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷受人が留保しない限り、貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見できないとき、消滅又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡した日から二週間以内に当店に対してその通知を發したときは、この限りではありません。
二 前項の規定は、当店に悪意があつた場合には、これを適用しません。
(損害賠償の額)
第四十七条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その貨物の引渡すべきであつた日の到達地の価値によつて、これを定めます。
二 貨物に一部滅失又はき損があつた場合の損害賠償の額は、その引渡したあつた日における到達地の価値と一部滅失又はき損があつたときの貨物との到達地の価値の差額によつてこれを定めます。
三 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
四 第一項及び第二項の場合において、貨物の到達地の価値又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
五 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
六 重大な過失によつて貨物の損害を賠償します。
七、それにより生じた一切の損害を賠償します。
(時効)
第四十九条 当店の責任は、荷受人が貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によつて消滅します。
二 前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物の引渡すべきであつた日からこれを起算します。
三 前二項の規定は、当店に悪意があつた場合には、これを適用しません。
(利用運送の際の責任)
第五十条 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款において当店が負います。
(賠償に基づく権利取得)
第五十一条 当店が貨物の全部の価値を賠償したときは、当店は、当該貨物に關する一切の権利を取得します。
(通し運送の特則)
第五十二条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合において「連絡運輸の場合」といふことにおいて、当店が運送状を請求したときは、荷送人は、全運送について運送状を提出しなければなりません。
二 連絡運輸の場合において、当店は、荷送人から貨物引換証の請求があつた場合には、当店は全運送についての貨物引換証を發行します。
(運賃料金の取受)
第五十三条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を收受します。
二 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行つた運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から收受することを認めることがあります。
三 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第二項の規定を準用します。
(中間運送人の権利)
第五十四条 連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代つてその権利を行使します。
(責任の原則)
第五十五条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、き損又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。
(運送約款等の運用)
第五十六条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に關する規定を定めるところによりする。
二 損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合は、当該貨物の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによりする。
(引渡期間)
第五十七条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、この運送約款又は運送に關する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。
(損害賠償の処理)
第五十八条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、き損又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払をします。
(損害賠償請求権の留保)
第五十九条 連絡運輸の場合における第四十六条第一項の留保又は通知は、その運送を行つた運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第三章 附帯業務

第一節 附帯業務

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検取及び検査その他貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当店が別に定める料金を又は實際に要した費用を收受します。
二 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。
(品代金の取立て)
第六十一条 品代金の取立ての連付又は変更は、その貨物の発送に限り、これに依ります。
二 当店は、品代金取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人若しくは品代金取立ての委託を取り消した場合は、荷送人若しくは荷受人が責任を負ふ事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。
(付保)
第六十二条 運送の申込みを際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
二 保険料率その他運送保険に關する事項は、店頭に掲示します。

第二節 附帯業務

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検取及び検査その他貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当店が別に定める料金を又は實際に要した費用を收受します。
二 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。
(品代金の取立て)
第六十一条 品代金の取立ての連付又は変更は、その貨物の発送に限り、これに依ります。
二 当店は、品代金取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人若しくは品代金取立ての委託を取り消した場合は、荷送人若しくは荷受人が責任を負ふ事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。
(付保)
第六十二条 運送の申込みを際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
二 保険料率その他運送保険に關する事項は、店頭に掲示します。

第三節 附帯業務

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検取及び検査その他貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当店が別に定める料金を又は實際に要した費用を收受します。
二 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。
(品代金の取立て)
第六十一条 品代金の取立ての連付又は変更は、その貨物の発送に限り、これに依ります。
二 当店は、品代金取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人若しくは品代金取立ての委託を取り消した場合は、荷送人若しくは荷受人が責任を負ふ事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。
(付保)
第六十二条 運送の申込みを際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
二 保険料率その他運送保険に關する事項は、店頭に掲示します。